

議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

令和4年度第1回定例会において、私の方から4問程の質問事項を事前に提出させて頂いております。

まず第1問から質問をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務継続計画(BCP)についてであります。

新型コロナウイルス、最近ではオミクロン株が主流なんですが、檜山管内での感染は一定程度落ち着いている状況にあります。

今後、3回目のワクチン接種が進むことで発生が抑えられることを期待しております。

このような中であっても、大規模な事業所、特に昨今では、特養施設ですか、そういうところでのクラスターも発生しております。

新たな変異株のBA.2の感染も道内で確認されております。

行政機関としても数人の発生を見ているという事は、情報で伺っておりますが、最悪の場合に備えておく必要があります。

江差町として、新型コロナウイルス感染拡大に備えた、感染症対策と言いますか、これの業務継続計画、BCPですね、これらの策定が聞くところによるとなされていないと伺っているのですが、無いとしたら早急に作る必要もあるし、どのような現況になっているのかお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務継続計画BCPについてのご質問にお答えいたします。

現在町では、災害を対象とした業務継続計画BCPは、江差町地域防災計画に位置付けているところですが、感染症に係る業務継続計画については策定しておりません。

災害BCPが、いかに早く必要な業務を復旧させ継続するのが目的にしていることに対し、感染症BCPは不要不急の業務から順次停止、縮小していき、感染のピーク時でも優先業務は最低限継続させることが目的となります。

感染症BCPの重要なことは、情報を正確に入手し、その都度、的確に判断をしていくこと、業務継続は、主に人のやりくりの問題と感染防止策が重要です。

現状、自治体には感染症BCPの策定義務はございませんが、町では、役場職員の

感染拡大予防の心得を令和2年度に策定し、都度修正を加えているところです。

内容は、職員の感染予防対策、発熱、感染症症状での医療機関の受診、職員が陽性と確認された場合の対応、感染の可能性がある方に指定された場合の対応、ほか6項目にわたり感染防止策や感染者等発生時のマニュアルを規定しております。

実際に、今年1月に職員が感染し、濃厚接触者も発生したことから、消毒作業のため半日庁舎を閉庁いたしました。

業務については、支障が出ないように感染者、自宅待機者と電話、メール等でのやり取りを含め、窓口業務担当者による会議等を開催し、行政機能停滞による事務執行遅延の防止策を暫定的に定め、業務を継続したところでございます。

今後も発生状況に応じて、臨機応変に行政サービスの停滞を招かないよう、全職員でカバーしながら対応してまいりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

ただ今、町長から説明がありましたが、聞いている部分では主に予防対策とその都度の対応に至っているのかなという気がしております。

特に行政機関として、常に最悪の状態を想定した場合の事業計画というのは必要じゃないかなと思います。

これは、作る義務はないわけですが、既に色んな大手の会社等でもこれらの類似したBCP作っているわけです。

江差町においても、クラスターが発生しないとも限らないわけで、大量に発生した場合、どのように業務を継続していくのかというのをしっかり、ある意味では、この感染者が少ない時に一定程度整理して最悪の事態に備えるべきと考えますが如何でしょうか。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

塚本議員の最悪を想定してというご質問でございました。

とりあえず1月に発生した時点で、役場の方では事務停滞がないように事務執行について代決の順序の仕方だとか、あとは休んでいる方との電話、LINEなどでの連絡を取って判断を仰いだりするような形で、しております。

それと、窓口業務の部分については、住民のサービス、これも停滞を招かないようにソーシャルディスタンスの確保だとか、短時間で済ませる。また、最低限必要なサービスの提供に留める。等を定めて対応してまいりました。

庁舎内の感染だとか町民への感染拡大を防ぐことが、予防が第一であります。

で、大量に感染した場合におきましてはですね、その状況によって業務もストップさせなければならないこともあろうかと思いますが、いずれにしても今回作った規程をですね、参考にですね、その時々に合わせて最善の方法を取ってまいりたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

塚本議員いいですか。

塚本議員。

「塚本議員」

その時々とありますが、事前な備えは非常に重要ですので今後更に検討を加えて頂きたいと思います。

続いて2問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、2問目。

「塚本議員」

江差町における地域再生エネルギー導入目標についてであります。

今全世界で取り組みが急がれる地球温暖化対策について、北海道が進めている脱炭素社会、ゼロカーボン北海道に向けた取り組みが求められております。

昨今の、ロシアによるウクライナ侵攻による、これ安全保障においても外国からの化石燃料への依存を、できるだけ少なくしていくということについては、非常に重要なことだと私も思っております。

このゼロカーボン北海道、これらに取り組むにあたって再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組むことが有効であり、加えてこの檜山沖洋上風力発電の推進の取り組みも加速させていくことは急務と考えております。

地域再生エネルギー導入に関する現況、そして今後の目標が現時点で捉えているものがあればお伺いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの江差町における、地域再生エネルギー導入目標についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、国は2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を

全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

具体的な内容は割愛しますが、将来世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から国、自治体、企業、個人あらゆる主体が本気で取り組む必要があります。

そういった中で、国が進める檜山沖洋上風力発電に関しましては、国内での導入を促進するために定められた、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づいて、国が主体として進める事業であり、現在一定の準備段階に進んでいる区域に位置づけられています。

檜山沖計画に関しまして、国としての次のステップは有望な区域の指定となりますが、現時点では、系統の確保、つまり発電した電気を本州へ送電するための整備計画について具体化することが条件となり、現時点では未だそういった動きについて情報を得ていませんのでご理解願います。

次に、この計画に対する町の取り組みをお伝えします。

国が進める本計画への江差町としての姿勢といたしましては、令和2年第3回定例会一般質問でお示ししたとおり、推進の立場を表明させて頂きました。

昨年4月には町主催で住民との意見交換会を開催し、住民の生の声を伺う中で強く感じたのは、住民の皆様へ正確かつ分かりやすい情報の提供の必要性です。

江差町は今年度、国の洋上風力案件形成に向けた導入可能性調査に応募した結果、採択され、国主体の説明会が今月18日に町文化会館で開催していただけることとなり、現在周知を進めているところです。

また、カーボンニュートラルは、現代を生きる私たち一人ひとりが真剣に向き合うべき課題です。

この地域は、クリーンで安全なエネルギーを供給できるポテンシャルを有していると確信しており、不安を抱える住民に対しましては、可能な限りそれらを取り除きながら、一緒の方向を向いていただけるよう、取り組んでまいります。

なお、地域再生可能エネルギー導入に対する現況と今後の目標については、令和4年度で実施予定の江差町再エネマスタープラン検討業務において、2050年を見据えて、どの再エネをどのくらい、どのように導入し有効活用するかについて、目標を定めるための調査、検討を行ってまいります。

また、この地域での温室効果ガス排出量に関する現状把握と将来性を含めて整理をし、地域の自然的、経済的、社会的条件を考慮した再生可能エネルギー導入目標値を設定していく予定ですのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

江差町では既に大型の地上の風力発電、あるいは小型の風力発電が稼働しております

す。

町長答弁の中で、今後これらの再生エネルギーに対する検討を加えるというご答弁を頂きましたが、できれば住民参加型の、例えばですが、屋根に太陽光をはるのを支援するとか、色々なやり方があると思うので、それらも含めて地域の再生エネルギーをいかに拡大していくかということについても、しっかり議論を深めて町民の方に協力できるものについては町民にも協力、連携をして頂くというような指針を是非打ち立てて、計画を立てて頂きたいなというふうに思っております。

続いて3問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

水田活用交付金の見直しについてであります。これまで水田を耕作している農業者は国の要請により水田を転作し、米の需給調整に協力し、水稲を他作物に切り替え、水稲に代わる作物の生育環境に応じるための圃場の排水対策等に取り組んできております。

転作田を5年に一度水田に戻さないとその交付金は出ないというような指針が出ていますが、一度水田に戻すと、これまでと真逆となり、水田を転作した時の作物の湿害等が容易に予想できます。

水田活用交付金の見直しにより、町内の農業者の間でも不安が広がっております。

農水省や農水省の出先である農政事務所の運用面で、現場の課題を提起しつつという部分が、これまでのマスコミ報道の中にも出ていますが、弾力的な運用で留めるよう町としても要請をお願いするとともに、この水田活用交付金見直しに対する対応について、お伺いしたいと思っております。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの3問目、水田活用の直接支払交付金の見直しに関するご質問にお答えいたします。

はじめに、昨年12月に農林水産省から示された見直しの内容を整理いたしますと大きくふたつに分類されます。

ひとつは、交付対象水田の扱いであり、今後5年間に1度も水張りを行わない農地については、交付金の対象外とすること。

ふたつ目は、多年草作物、牧草の扱いであり、現行の戦略作物助成の単価を引き下げるといった内容であり、議員ご指摘の通り、私自身も水田農業の経営に様々な影響

を及ぼす可能性があるものと考えているところでございます。

こうした中、本年の1月25日に開会された令和4年第1回江差町議会臨時会において、新函館農業協同組合から提出の依頼があった、令和4年度の米政策に関する意見書が採択されたほか、本定例会においても町内の農業者団体等から、水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書が提出されております。

また、この間、北海道を中心に町村会や市長会、農業関係団体等で構成する水田活用直接支払交付金の見直しに係る関係機関連絡会議が組織され、全道一円の実態調査を行ったほか、今後の対応に関するロードマップを作成したところであり、具体的には、国に求めていく対策と道が実施する対策、地域の取組に分けて対応することとしております。

塚本議員からは、町内の水田農業の経営の根幹を揺るがすこれらの問題に対し、江差町として積極的に行動や対応を行うべきとの趣旨のご質問でございます。

今般の水田活用の直接支払交付金の運用の見直し等に伴い、町内の多くの農業者が不安を抱えていることから、先ずもって情報の収集に努めるとともに、農業者や関係機関と連携し、江差町の水田がその力をフル発揮できるよう協議や対応を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、小野寺議員。違う。

もとい、塚本議員。

「塚本議員」

引き続き関係機関の情報収集、あるいは連携、そして出先である農政事務所と直接町としてのやり取りがあるわけですが、運用面での課題をしっかりと提起して、地域でのなんといいですか、5年に1回水を入れるということができない理由をしっかりと伝えて、その除外するような要件をうまく運用できないかなというふうに思っていますので、今後も引き続き、最終的には国が、農政事務所が決定することではありますが、地域事情をしっかりと訴えていって頂きたいと、そのように思います。

(議長)

答えはいいですね。

「塚本議員」

ええ。

それでは続いて4問目に入ります。

(議長)

はい、4問目。

塚本議員。

「塚本議員」

教科担任制の導入であります。

新年度より、小学校高学年に教科担任制が全国的に導入されることになっております。

江差町では既に、江差北中学校区で小中型一貫教育が取り組まれております。

小学校高学年に対して、この教科担任制であります。既に導入されているということになります。教科担任制は外国語の他、理科、算数の教科が例示されています。

授業の質向上と教員の負担軽減が目的とされていますが、新年度より他の小学校に教科担任制の導入が予定されておりますが、江差町中学校区の方でのこれらに対する対応をお伺いいたします。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

塚本議員の教科担任制の導入に関するご質問にお答えをいたします。

令和4年度から本格的に導入される小学校での教科担任制は、教科指導の高い専門性を持った教師が指導を行うことによる授業の質の向上や、小中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続、教師の持ち時数の軽減や授業準備の効率化等による教師の負担軽減などを図ることを目的としており、外国語、理科、算数及び体育を優先的な対象教科として掲げております。

これまで国は、教職員の配置数を増やすため学級担任外教員や特定の専科指導を担当する教員を配置してきたほか、平成30年度から令和3年度にかけて段階的に小学校の専科指導のために7,000人の加配定数を措置するとされていますが、当町への専科指導のための配置は、江差小学校と江差北中学校に各1名、理科の担当教員が配置されているのみとなっております。

当町における現在の教科担任制等の状況は、江差北小学校、江差北中学校が小中一貫型小学校、中学校として理科の授業で、中学校教諭による教科担任制を敷いているほか、外国語、国語、算数、体育で中学校教諭による乗り入れ授業や自校内の加配教員による複数学年の授業を実施しております。

江差小学校においては、専科指導を行う教員により理科の授業で教科担任制を敷くことができていますが、算数では自校内の加配教員が複数学年の授業を実施しております。

南が丘小学校の理科と算数は、江差小学校の算数と同様に、自校内の加配教員が複数学年の授業を実施しております。

なお、小学6年生の外国語教科では、江差中学校区トライアングルサポートの一環として、今年度から江差中学校教諭による乗り入れ授業を実施している状況となっております。

ただ今ご説明しましたように、教科担任制は専科指導教員の配置の有無に大きく左右されることから、各校への人員配置が必要不可欠なものと認識しております。

ご質問の新年度の教科担任制につきましては、一部の学校での専科指導教員による実施に加え、小中学校間の連携強化による中学校教員の乗り入れ授業の実施や、各校の自校内の加配教員による複数学年の授業実施等を通じ、本制度の目的とする義務教育9年間を見通した指導体制の構築と教員の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところです。

以上よろしく申し上げます。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

既に江差中学校区でも実施されているというふうに伺いましたが、いずれにしても教科担任制の導入をしっかりと複数科目あるわけで、これらに対応するには、教科担任制に担当する教員がいないとできないというのは事実であります。

これらの確保のために、今後もどのような方策を考えているのかお伺いいたします。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

ただ今の教員の確保方策に関するご質問にお答えいたします。

現在、小学校においては、それぞれ中学校、高校における専門教科の免許を有している教員が相当数含まれております。

必ずしも中学校の専門的な教科の免許を持っている先生が配置されているわけではございませんが、国が求めている今後の教科担任制ということを鑑みますと、今後の人事においてもそれらの教科の免許を有する教員が平均的に配置されるような人事異動が必要なものと考えてございます。

ただ、人事でございますので、今後の道教委等においてもこれらの措置がなされるよう、機会ある毎に要望してまいることが必要かと考えてございます。

以上です。

(議長)

いいですね、塚本議員。



塚本議員。

「塚本議員」

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で塚本議員の一般質問を終わります。